

第三者調査委員会による調査の位置付けについて

1. 根 拠

- 令和2年（2020年）3月26日付け行革第975号総務部長通知「附属機関等の設置又は開催及び運営に関する基準」及び「附属機関・懇談会・連絡調整会議の手引き」の改正について（通知）

2 通知の概要について

- 道が、外部の有識者などからご意見を聴くに当たっては、上記1の「附属機関等の設置又は開催及び運営に関する基準」に基づき、
 - ① 法律又は条例により設置される審査会、審議会、調査会等である「附属機関」
 - ② 行政運営上の参考に資するため、意見聴取、意見交換、懇談等を行う「懇談会」
 - ③ 道及び他の構成機関の事務の執行に係る連絡調整等のため、道が設置又は開催する道職員以外の者が参加する会議「連絡調整会議」

のいずれかの基準により附属機関等を設置しています。

3 第三者調査委員会による調査の位置付け

- 今般の第三者調査委員会については、附属機関である審議会のように、「答申書」、「意見書」等の合議体としての結論を求めるものではなく、昨年度設置した第三者調査委員会と同様、非常設（設置期間は数ヶ月間のみ）、かつ、道行政の適切な運営のために有識者である委員の皆様から意見聴取を行い、それを反映させていくことを目的とした「懇談会【上記2-②】」として設置しています。